

やさしい住宅工事に対する補助金の交付 (改修工事)

町は、超高齢社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、既存住宅の改修工事をする人に費用の一部を補助します。

1 補助の対象

補助の対象となる住宅

次に該当する人が住んでいるか、工事の完了後に住むことが確実な住宅

(1) 65歳以上の人

(2) 次のいずれかに該当する人

・1級又は2級の身体障害者手帳認定をもっている人

・要介護か要支援の認定を受けている人

・身体機能の低下がある方で町長が特に必要と認める人

(病気で車いすや歩行器などを使用している人、脳卒中などで片マヒの人、パーキンソン病などで歩行が困難な人、人工肛門・人工ぼうこうを付けている人などです。捻挫や骨折などで一時的に歩行が困難な人は含みません。)

(注1)すでに高齢者等が同居している又は工事後に別居している高齢者等と同居することが条件になります。

補助金の交付対象者

工事をする住宅の入居者（入居予定者を含む）。

(注2)入居者全員が町税（国民健康保険税を除く）の滞納がないことが条件となります。

補助の対象工事

やさしい住宅工事に該当する工事で工事費が3万円以上の場合が補助対象となります。

ただし、介護保険法や障害者総合支援法*などで支給を受けることができる工事は、この事業では補助対象となりません。

※ 障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

2 補助金の額

補助額 補助対象工事費の3分の1以内（上限20万円）

(注3)補助金の額は1,000円未満切捨て

(注4)過去にこの補助金の交付を受けている場合、補助金の累計額の上限を20万円とします。

ただし、交付決定の日から1年が経過し、家族構成や身体機能等の変化により新たな工事が必要と認められた場合は、新たに上限20万円の交付が受けられる場合があります。

3 補助金の交付申請

- ・補助金交付申請書
- ・やさしい住宅工事概要調書
- ・工事の内容を示す図面
- ・工事をする部分の写真
- ・工事費見積書の写し

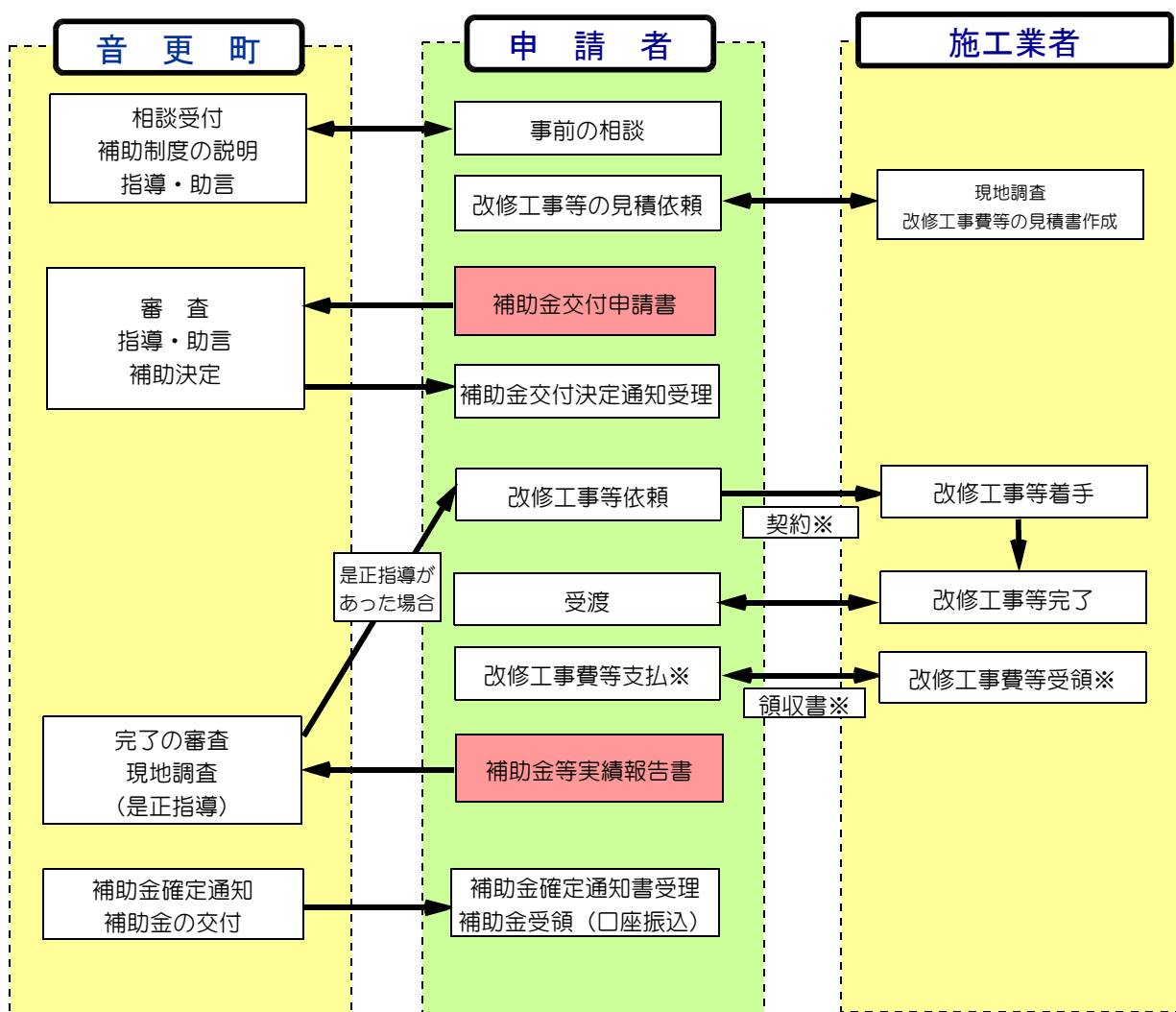
- ・町税納付状況等調査同意書
- ・その他

4 工事の実績報告

工事が完了したときは、次の書類を提出してください。

- ・補助事業等実績報告書
- ・工事完成写真
- ・領収書の写し等工事費の支払いが確認できるもの
- ・その他

5 補助手続きの流れ



※について、改めて必要かどうかについては、施工業者にご確認願います。

やさしい住宅改修工事

誰もが安全で安心して暮らすことができるように、住宅の性能の改善を行う改修工事の場合は、次の工事が補助の対象となります。

工事の種類		工事の具体的内容	介護保険法	障害者総合支援法
移動の安全	必要な場所への手すりの設置	・70°手すり、玄関、廊下等の日常動線の手すり取付工事	●	●
		・便所、浴室等の動作補助の手すり取付工事	●	●
	床等の段差解消	・段差解消のためのスロープ設置工事	●	●
		・建具の敷居改修工事	●	●
		・床のかさ上げ又はかさ下げ工事	●	●
		・玄関腰掛イス（固定式）を設置する工事		
	滑り防止、移動の円滑化のための床材の変更	・畳を70°、ビニル床材、カーペット等に変更する工事	●	●
		・階段にノンスリップを設置する工事	●	●
	扉の取替え工事	・ドアを引戸に変更する工事	●	●
		・動線短縮のために新たな出入口を設置する工事	●	●
・ドアノブをレバーハンドルに取替える工事		●		
移動補助器具の設置	・ホームエレベータ、階段昇降機等を設置する工事			
介助の容易化	・出入口の幅を拡張する工事		●	
	・通路の幅を拡張する工事		●	
	・トイレの床面積を増加する工事		●	
	・浴室の床面積を増加する工事			
対象者に配慮した衛生設備	・和式便器を洋式便器に取替える工事	●	●	
	・車椅子対応の調理台、洗面台等に取替える工事		●	
	・オストメイト対応のためのトイレの改造工事			
対象者に配慮した照明設備	・階段、廊下等に足元灯を設置する工事			
	・大型ボタンスイッチに取替える工事			
関連工事	・上記の工事に伴って必要となる工事			

●は、介護保険法、障害者総合支援法^{*1}による住宅改修費支給の対象工事です。入居者にこれら他の法令による補助を受けることができる方がいる場合は、これらの工事はこの事業の対象とはなりません。それぞれ他の法令等による申請をしてください。

次の工事は、やさしい住宅工事と同時に行う場合であっても補助の対象とはなりません。

- (1) 屋根の葺替え又は塗装工事
- (2) 外壁の塗替え、張替え工事
- (3) 内装の改修工事又は塗装工事
- (4) 断熱改修工事
- (5) 断熱サッシに改修する工事
- (6) 給排水衛生設備の更新工事
- (7) 照明器具、電気設備の更新工事
- (8) 暖房器具又は給湯機の更新工事
- (9) 住宅に固定されないもの（ポータブルトイレ、入浴用イス、移動式スロープなど）
- (10) その他修繕工事

補助制度における注意事項

交付申請の手続き時期

着手する前に補助金交付申請を行ってください。提出していただいた申請書等を審査し、要件に適合していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

3月31日までに完了してください

やさしい住宅工事は申請した年度の3月31日までに完了させ、完了後はすみやかに補助事業等実績報告書を提出してください。報告書の内容を確認した後、補助金を交付します。なお、工事の完了が3月31日を過ぎてしまうと、補助金の交付ができなくなりますので、日程には余裕を持つことをおすすめします。（3月15日を超える場合は事前にご相談ください。）

変更、取りやめの場合はご連絡ください

交付決定の通知後に、申請した内容を変更したり、工事を取りやめるときは、必ず音更町へご連絡ください。

交付決定の取り消し

次のような場合は補助金の交付決定を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは返還していただきます。

- 申請した年度の3月31日までに工事の完了が見込めないとき
- 工事が適切でなく、現地確認後に命じた是正措置を講じないとき
- 虚偽の申請、不正な手段により交付決定を受けたとき

お問い合わせ先

音更町建設部建築住宅課住宅係

〒080-0198 音更町元町2番地

TEL 42-2111 FAX 42-2142

ホームページ <http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>